

お持ちの空き家を地域のために活用しませんか？

# 富山市空き家再生等推進事業補助金 のご案内

富山市では、空き家を、**営利活動や宗教活動を目的としない、地域課題の解決や活性化に資する公益的事業に活用する場合に、改修工事費や除却工事費の一部を補助しています。**

## 空き家を**改修**するとき

### ■改修後の用途(例)

- ・放課後児童クラブ
- ・自治公民館
- ・地縁団体等が運営する地域交流施設
- ・地域の伝統文化の継承に必要な文化施設
- ・滞在体験型施設など観光振興や定住促進に資する施設

### ■主な要件

- ・地域活性化や地域課題の解決を目的とした事業であること
- ・改修後の施設を活用開始日から10年以上活用すること
- ・現行の耐震基準を満たす施設とすること

### ■補助対象経費、補助率、限度額

- ・対象経費：空き家（用地を除く）取得費、増築工事費、改修工事費
- ・補助率：3分の2（限度額500万円）



## 空き家を**除却**するとき

### ■除却後の用途(例)

- ・ポケットパーク
- ・コミュニティガーデン
- ・鉄道やバスの待合所

### ■主な要件

- ・地域活性化や地域課題の解決を目的とした事業であること
- ・除却後の跡地を活用開始日から5年以上活用すること

### ■補助対象経費、補助率、限度額

- ・対象経費：空き家の除却費
- ・補助率：5分の4（限度額160万円）



## 申請方法および受付期間

工事の実施前に、補助金交付申請書と添付書類を居住政策課までご提出ください。  
※申請の前には、**居住政策課に事前相談が必要です。**

**申請受付期間:令和6年4月1日(月)から令和6年11月29日(金)まで**

